

大きく考えている。

(2) 今後の協議会開催日程(案)について

第2回は、7月10日(日)午後2時から城山町立公民館大会議室(町民センター2階)で行うこととなりました。(詳しくは、4面の会議開催のお知らせをご覧ください。)

(3) その他

平成17年3月31日をもって解散した任意の合併協議会である相模原・津久井地域合併協議会の決算報告が

行われました。(詳しくは4面をご覧ください。)

高見沢アドバイザー

このような形で新たに法定協議会が設置されたことを非常に喜ばしく思います。また、粘り強くこういう場にたどり着いたことに対し、関係の皆様方に敬意を表したいと思います。

この合併協議を経て、今までの市町を単に足し合わせただけでなく、新しい21世紀の価値を創造するような結果として結実しますよう期待したいと思います。

表1 合併の方式(編入合併と新設合併)の主な比較

Table with 3 columns: 合併の名称(市町村), 編入合併, 新設合併. It compares the two methods across categories like name, council members, and council members.

合併新法:平成17年4月1日に新たに施行された「市町村の合併の特例等に関する法律」をいう。

相模原・津久井地域合併協議会委員等名簿(平成17年5月30日現在)

【協議会委員】

Large table listing committee members with columns for 区分(Chairman, Vice-Chairman, Members), 氏名, and 備考. It lists members from various municipalities like 相模原市, 城山町, 津久井町, etc.

【アドバイザー】

Table listing advisors with columns for 氏名 and 所属. Names include 吉田民雄, 辻琢也, 高見沢実, 牛山久仁彦.

【監事】

Table listing supervisors with columns for 氏名 and 所属. Names include 有山正則, 渋谷幸夫, 加藤純久.

表2 事務事業一元化の基本方針

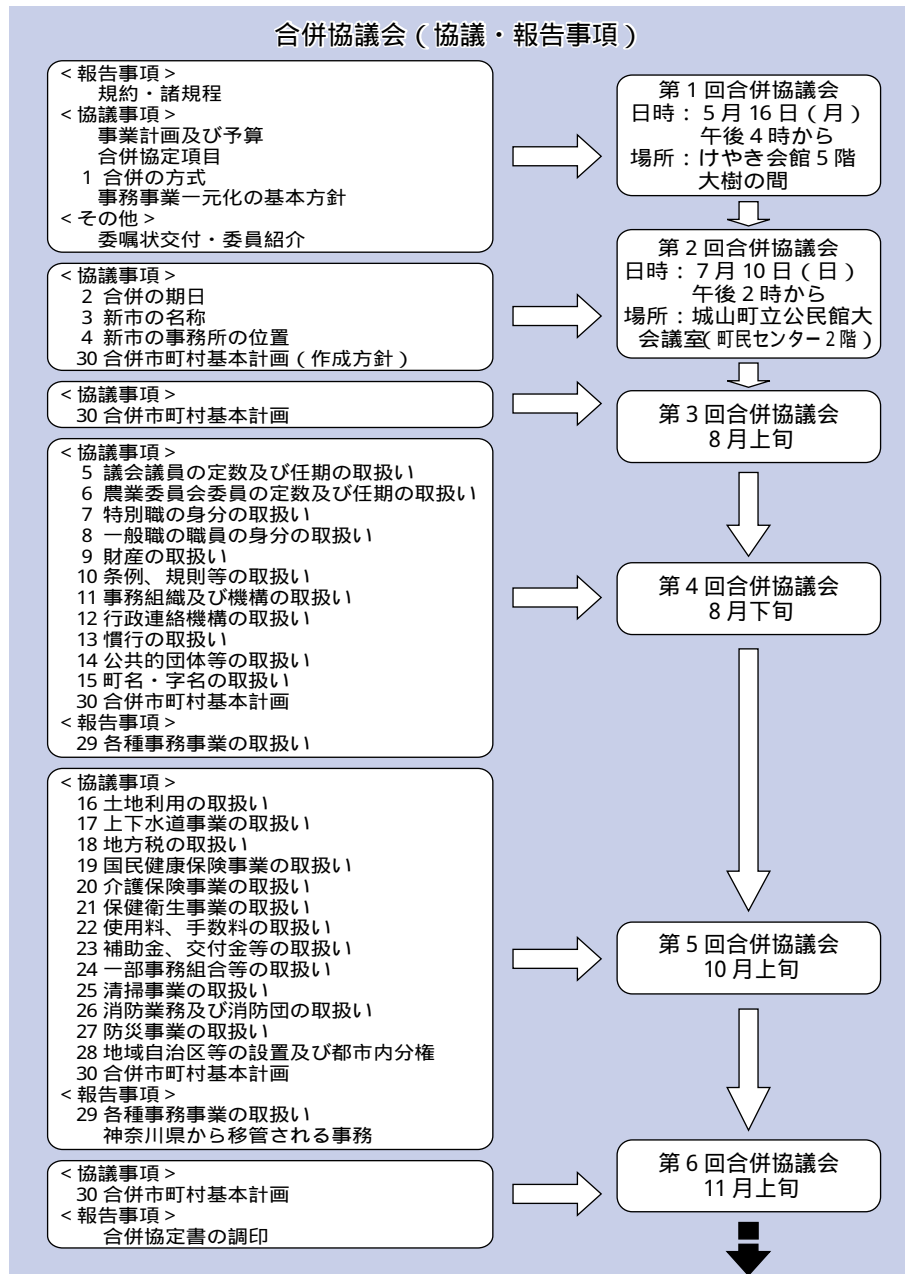
- 1 基本原則: 事務事業の一元化を図るにあたり、次のことを基本原則とします。(1)新市としての一体性をできるだけ早く確保すること。(2)住民福祉の向上に努めること。(3)使用料・手数料や地方税などの負担が公平となるよう努めること。(4)健全な財政運営に努めること。(5)行政改革を推進する観点から事務事業の見直しに努めること。(6)地域特性の尊重に努めること。
2 調整方針: 基本原則に基づき、相模原市の制度を基準に統一・調整を図るものとします。また各市町の制度のうち、地域特性を有するものや、合併後直ちに統一・実施することで住民生活等に大きな影響があるものについては、経過措置を設定するなど円滑な移行に向けた調整を図るものとします。
3 調整方針の区分: 調整方針の決定にあたっては、次表に掲げる区分を基準として定めます。

Table with 2 columns: 調整方針の区分, 調整方針の具体例. It details the implementation of unified administrative services across different categories like current status, consolidation, and abolition.

経過措置の期間の設定については、原則として3年間とします。ただし、3年間で統合することが極めて困難な場合は、5年間とします。

- 4 事務事業の協議ランクと調整方針の決定区分: 事務事業の調整方針は、次に掲げる協議ランクに応じた組織において決定するものとします。
・ランクA 合併協議会で協議すべきもの
・ランクB 専門部会、幹事会で協議し、合併協議会に報告するもの
・ランクC 専門部会で協議し、幹事会、合併協議会に報告するもの

表3 相模原・津久井地域合併協議会 協議スケジュール



協議事項は、そのまま合併協定項目に移行することを想定していますが、協議の過程で適宜追加等を行うものとします。協議会において、協議事項の協議が調わなかった場合には、継続協議として次回以降の会議に改めて諮るものとします。各種事務事業の取扱いは、専門部会の調整状況を見ながら、随時幹事会、協議会に諮るものとします。